

税についてのお知らせ

都税事務所から

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

平成31年1月1日現在、23区内に事業用償却資産を所有している方は、申告が必要です。1月31日までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告してください。申告には、電子申告(eLTAX)もご利用できます。

●大田都税事務所 ☎3733-2411

電子申告について eLTAXヘルプデスク ☎0570-081459

給与支払報告書の提出はお早めに

提出期限は1月31日です

平成30年中に給与を支払った方は、早めに提出をお願いします。電子申告(eLTAX)でも受け付けています。

●提出先 受給者が31年1月1日に住所を有する区市町村

※給与支払報告書の用紙は問合先へ請求してください。区HPからも出力可

課税課 ☎5744-1515(共通)

●大森地区 ☎5744-1194 ●調布地区 ☎5744-1195

●蒲田地区 ☎5744-1196

eLTAXについて=税務事務調整係 ☎5744-1193

建物を新築・改築、 名称変更するときは 住居表示の届け出を



届け出後、建物を調査して住居表示番号を決定し、表示板をお渡しします。住居表示番号は、出入り口の位置で決まります。集合住宅をお持ちの方も、入居者の住民登録に差し支えることがあるので、忘れずに届け出てください。また、賃貸物件などの名称が変更になった場合は、名称変更の届け出が必要です。

●次のいずれかに該当する方

①更地に新築した②建て替えた③一部改築した

●届出時期 完成予定日の2～4週間前か、建物登記や住民登録の前

●届出方法 「建物その他の工作物新築・新設届」などを問合先へ持参

●戸籍住民課戸籍住民担当 ☎5744-1185 ☎5744-1513

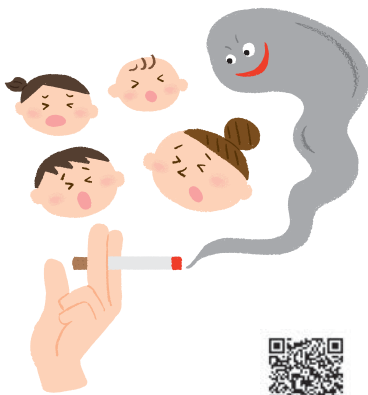
1月から受動喫煙防止条例 が一部施行されました

たばこの煙には200種類以上の有害物質(うち約60種類は発がん性物質)が含まれ、喫煙者自身だけでなく周囲にいる非喫煙者の健康も害しています。

都は、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止するため、東京都受動喫煙防止条例を制定しました。1月から「都、都民、保護者に係る責務、喫煙をする際の配慮義務等」が施行されます。この機会に周囲へのたばこの煙の影響を考えてみませんか。

●東京都受動喫煙防止対策相談窓口

☎0570-069690(月～金曜、午前9時～午後5時45分)



詳細は都HPで

やめよう! 歩きたばこ ポイ捨て禁止!

歩きたばこは、手に持ったたばこの火がすれ違う人にけがをさせる恐れがあります。自転車で乗っているときも同様に危険ですのでやめましょう。

また、吸い殻などのポイ捨ては、まちの美観を損なうため、区内で禁止されています。

喫煙マナーを守り、清潔で美しいまちづくりにご協力ください。

●環境対策課環境推進担当 ☎5744-1366 ☎5744-1532

募集 こどもSOSの家 協力員

こどもSOSの家は、子どもたちが、付きまとい行為などの被害を受けそうになったり、身の危険を感じたりしたときに助けを求められることができる緊急の避難場所です。

自治会・町会、青少対、PTA活動などを行っている方や区内事業者で、協力いただける方を随時募集しています!

●地域力推進課青少年担当 ☎5744-1223 ☎5744-1518

20歳に
なったら

国民年金

国民年金は日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入し、皆さんの納めた保険料により、高齢者、事故や病気などで障がいを持った方に年金を支給する国の制度です。

加入の仕方は3種類

第1号被保険者

自営業、学生、
無職の方など

第2号被保険者

会社員、公務員など
厚生年金加入者

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養
されている配偶者
(年収130万円未満)

国民年金加入届

第1号被保険者に該当する方は、20歳の誕生日から14日以内に必ず区役所で加入手続きをしてください。

20歳の誕生日に、大田年金事務所から「国民年金被保険者関係届書(申出書)」が郵送されます。届かない場合は大田年金事務所へご連絡ください。

※第2・3号被保険者は、区役所での手続きは必要ありません。

年金手帳

加入後、大田年金事務所から郵送されます。就職や転職、年金の受け取りなどの手続きに必要です。大切に保管してください。



●国民年金保険料の支払い

加入後、日本年金機構から保険料納付案内書が郵送されます。コンビニエンスストア(一部を除く)、金融機関、ゆうちょ銀行で納めてください。口座振替やクレジット納付も可能です。

●平成30年度(31年3月まで)の保険料=月額16,340円

●保険料を支払えないとき

学生の方は、在学中の保険料を後払いできる学生納付特例制度が利用できます。また、学生以外の方で、経済的な理由で支払いが困難な場合には免除や納付猶予の制度があります。 ※いずれも申請期限有り

●国民年金の支給

老齢基礎年金

10年以上保険料
を納めた方などが、
65歳になったとき
から受ける年金

障害基礎年金

国民年金加入中のけ
がや病気で障がいを
負ったときに受ける年
金(納付要件有り)

遺族基礎年金

子どもを残して亡く
なったときに、遺族(子
ども・配偶者)が受け
る年金(納付要件有り)

●加入手続き、学生納付特例・免除の申請について=国保年金課国民年金係 ☎5744-1214 ☎5744-1516

保険料の納付、第2・3号被保険者について=日本年金機構大田年金事務所 ☎3733-4141



みつけた!
おおたの地域力

きれいな
まちの
守り人



環状7号線に架かる新馬込橋の周辺が、落書きの被害を受けました。そこで立ち上がったのが馬込地区の自治会・町会の皆さん。警察や塗装のプロと一緒に早朝から落書き消しに取り組んでいました。1時間ほどの作業で、きれいなまちが復活!

